

「AI時代の知的財産権検討会（第11回）」調査報告

Executive Summary

「AI時代の知的財産権検討会（第11回）」は、2026年4月21日10時から12時まで、Webexによるオンライン形式で開催された。公式の議題は「本検討会において検討すべき課題について」だったが、配布資料の構成からみると、実質的な中心論点は、2025年12月に提示され2026年1月にパブリックコメントを終えた「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」の評価と修正方向である。会議資料には、パブコメ整理、日本新聞協会¹、コンテンツ海外流通促進機構²、Business Software Alliance³、日本知的財産協会⁴の提出資料、そしてコード案本体と開示事項の具体例が並んでいる。2026年4月23日時点で、一般検索で確認できた公式掲載情報では第11回の議事録は確認できず、現時点の分析は「議事次第・配付資料」中心の再構成にならざるを得ない。⁵

この会議の政策的意味は、2024年の「中間とりまとめ」で整理された論点を、拘束的な法改正ではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」型のソフトローへ具体化する段階に入ったことにある。コード案は、AI事業者に対し、使用モデル、学習データの範囲、クローラ、権利保護措置、ログ保持、海賊版回避、電子透かしやC2PAのような来歴表示技術、権利者窓口などの情報を「概要開示」する枠組みを示しており、さらに、権利者と利用者からの限定的な照会への対応原則も視野に入れている。これにより、日本の対応は、著作権法の解釈論だけでなく、透明性・デューデリジェンス・競争政策・AIガバナンスを束ねた制度設計へと移りつつある。⁶

反響は大きく二極化した。権利者団体・報道団体・一部クリエイター団体は、コード案を「第一歩」と評価しつつ、RAGの知識データや外部データ収集業者まで開示対象を広げること、paywallやrobots.txtの尊重、政府調達や補助金を通じたインセンティブ付与、さらには将来的な法制化まで求めている。他方で、法実務家・政策批評系の論者の一部は、権利侵害の領域に「コンプライ・オア・エクスプレイン」を持ち込むのは不適切だと批判し、AIの類型が曖昧なこと、営業秘密流出やスタートアップ負担の増大、実効性の乏しい開示請求設計を問題視した。⁷

国際比較では、日本の案は、EU⁸のAI Actにおける一般目的AIモデル向け透明性義務と問題意識を共有しつつも、法的拘束力では一段弱い。EUでは2025年8月以降、訓練データの要約公表や著作権遵守が法的義務化されたのに対し、日本の第11回が扱ったのは、あくまで実務規範としてのコード案である。この差は、短期的には日本の柔軟性を高めるが、中期的には「守る事業者だけがコストを負う」という実効性問題を残す。ここが第11回の核心だった。⁹

調査範囲と会議の位置づけ

本報告の主対象期間は、会議開催日の2026年4月21日から2026年4月23日までである。ただし、ユーザーが求めた「開催後3か月程度」はまだ経過していないため、実際に観測できた反響は第11回直後の初動に限られる。そのため、反響分析では、会議に直接つながる制度形成過程として、コード案公表日である2025年12月26日から第11回直後までを補助観測期間として扱った。これは、今回の第11回が、ゼロベースの論点整理ではなく、第10回で提示されたコード案とそのパブコメ結果を受けた「収束局面」の会合だからである。¹⁰

また、公式一次資料については、現時点で確認できるのが「開催通知」「第11回議事次第・配付資料」までであり、議事録は確認できなかった。したがって、会議中の逐語的な発言再現はできず、本報告では、配布資料の内容、公開コメント、関連団体の公表文書、メディア記事、専門家論考、公開ソーシャルウェブ投稿を

突き合わせて、何が会議の論点だったのかを復元している。重要引用のページ番号は、検索結果で確認できたPDFの該当頁に限って付記した。¹¹

timeline

title 第11回をめぐる制度形成タイムライン

2025-12-12 : 第10回でコード案を提示

2025-12-26 : パブリックコメント開始

2026-01-26 : パブリックコメント締切

2026-04-14 : 第11回・第12回の開催通知

2026-04-21 : 第11回開催 : パブコメ整理と関係団体提出資料を公表

2026-04-20-22 : 新聞協会のAI検索声明と関連報道が集中

2026-04-23 : 第12回開催予定日

上の図は、公式開催情報、コード案の意見募集、そして第11回直前直後の報道を基に再構成したものである。¹²

公式資料から再構成できる第11回の内容

まず、公式に確認できる事実関係を整理する。

項目	確認できた内容
開催日時	2026年4月21日（火）10:00-12:00
開催形式	Web開催（Webex）
議題	「本検討会において検討すべき課題について」「その他」
配布資料	資料1（パブコメ主意見）、資料2（日本新聞協会）、資料3-1/3-2（CODA）、資料4（BSA）、資料5（JIPA）、参考資料1-1/1-2（コード案日英）、参考資料2-1/2-2（概要開示対象事項の具体例日英）
公式議事録の状況	2026年4月23日時点で、一般検索上は第11回の議事録を確認できず。第11回ページで確認できるのは議事次第と配付資料まで

出典はいずれも公式開催通知・第11回議事次第による。¹³

次に、委員構成である。第11回固有の出欠表は確認できなかったため、以下は公開されている最新委員名簿（2025年10月24日時点）である。第11回の実出席者と完全に一致する保証はないが、会議の人的構成を把握する上では最良の一次資料である。¹⁴

委員	所属
上野 達弘 ¹⁵	早稲田大学 ¹⁶ 法学学術院教授
岡崎 直観 ¹⁷	東京科学大学 ¹⁸ 情報理工学院教授
岡田 淳 ¹⁹	森・濱田松本法律事務所 ²⁰ 外国共同事業・弁護士

委員	所属
岡田 陽介 ²¹	ABEJA ²² 代表取締役CEO
奥邨 弘司 ²³	慶應義塾大学 ²⁴ 大学院法務研究科教授
佐渡島 庸平 ²⁵	コルク ²⁶ 代表取締役社長
新 清士 ²⁷	デジタルハリウッド大学 ²⁸ 大学院教授／AI Frog Interactive ²⁹ 代表取締役
竹中 俊子 ³⁰	ワシントン大学 ³¹ ロースクール教授
田村 善之 ³²	東京大学 ³³ 大学院法学政治学研究科教授
中原 太郎 ³⁴	東京大学大学院法学政治学研究科教授
福井 健策 ³⁵	骨董通り法律事務所 ³⁶ 弁護士
福田 昌昭 ³⁷	Preferred Networks ³⁸ VPoE・技術企画本部長等
◎ 渡部 俊也 ³⁹	東京科学大学 副学長

この委員名簿には、オブザーバーとして文化庁、経済産業省、法務省、総務省、公正取引委員会⁴⁰などが参加する体制も記されている。¹⁴

会議の実質論点をつかむには、配布資料の並びが重要である。以下の表は、第11回の配布資料から読み取れる争点を要約したものである。

資料	中身の要旨
資料1	パブコメの意見整理。透明性確保と国際整合への賛成がある一方、「従わない事業者が一定数いる場合は法制化に着手すべき」「利用者保護も目的に明記すべき」「AIベンダー選定時のDD基準に使えるようにすべき」といった、より強い実効性を求める声が目立つ。 ⁴¹
資料2	日本新聞協会は、学習データだけでなくRAGの「知識データ」も開示対象に含めるべきだと主張し、paywall・robots.txtの尊重や政府調達等を通じたインセンティブ設定、将来的な法制化まで求めた。資料の公開抜粋では「知識データも開示対象となることを明確にすべきだ」とされる。 ⁴²
資料3-1/ 3-2	CODAは、コード策定自体には賛同しつつ、海外事業者にも適用対象を及ぼす点を重視した。他方で、「正直者が馬鹿を見る」ことを避ける監視・評価体制、インセンティブ、国際連携を求め、URL照会が形式的確認にとどまらないよう求めた。 ⁴³
資料4	BSAが「プリシンプル・コード（案）に関する提言」を提出したことは確認できるが、一般検索で取得できた抜粋は表紙レベルにとどまり、本文の詳細論点は追加検証が必要である。 ⁴⁴
資料5	JIPAは「生成AIプリシンプル・コード案に対するJIPA意見概要～産業横断の視点からの意見～」を提出したことが確認できる。こちらも検索で確認できた公開抜粋は表紙レベルで、詳細論点の復元には限界がある。 ⁴⁵
参考資料1-1/ 2-1	コード案本体と、概要開示対象事項の具体例。コード案はAI事業者向けの原則文書で、具体例にはモデル名、アーキテクチャ、公開・非公開データセット、クローラ、ライセンスポリシー、利用規定、知財保護措置、来歴技術、問い合わせ窓口などが並び、開示できない場合の「エクस्पライン」例も付されている。 ⁴⁶

第11回の内容を象徴する短い引用を、公式資料から四つだけ抜き出す。

「AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立」——参考資料1-1、1頁。 47

「透明性の確保は重要であり、本コードに賛同。」——資料1、1頁。 41

「知識データも開示対象となることを明確にすべきだ」——資料2、4頁。 48

「『正直者が馬鹿を見る』との懸念」——資料3-2、1頁。 49

この四つを並べると、第11回の争点がよく見える。すなわち、「透明性」自体への反対は少なく、対立はむしろ、どこまで開示させるのか、誰にどう説明させるのか、海外勢にどう効かせるのか、そして従わない場合に何で担保するのか、という実効性の設計に集中していた。 50

提言の射程と法制度への影響可能性

第11回が扱ったコード案は、2024年の「中間とりまとめ」を、実務の運用規範へ落とし込む試みと理解するのが最も正確である。2024年の中間とりまとめは、産業競争力、技術進歩と知財保護の両立、国際的視点という三つの基本視点を示し、著作権だけでなく商標法、不正競争防止法、識別技術、収益還元、発明保護まで視野に入れていた。第11回のコード案は、その広い論点群のうち、とくに「透明性」と「権利者・利用者からの照会対応」を実装可能な政策ツールに変換する局面だと読める。 51

法制度改正やガイドラインへの影響可能性は、少なくとも三方向に及ぶ。第一に、コード案は、AIと著作権問題を「違法か適法か」の二分法から、「開示・説明・データガバナンスをどう設計するか」という実務論へ移した。これは、文化庁の著作権解釈や総務省・経産省のAI事業者ガイドラインとは別に、知財戦略本部系のソフトロー軸が立ち上がったことを意味する。第二に、新聞協会やCODAが求めるような政府調達・補助金・評価制度との接続が入れば、任意規範であっても実質的には市場標準になり得る。第三に、資料1や新聞協会意見が示すように、「自主的対応が機能しないなら法制化へ」という条件付きハードロー論も、公式議論の内側に入り始めている。 52

ただし、同時に限界もはっきりしている。実務解説では、原則2・原則3は無制限の学習データ開示を意味せず、訴訟準備や利用者のリスク確認という限定場面での「事実関係の回答義務」に近いものとして読まれている。つまり、権利者側が期待するほど強いディスカバリー制度ではなく、AI事業者側が恐れるほど全面的な営業秘密開示でもない可能性がある。第11回の争点は、この「弱すぎないか」「強すぎないか」の境界調整にあったとみるべきである。 53

ここで特に重要なのは、コード案が2025年のAI関連法の趣旨を踏まえつつ、EU AI Actやコーポレートガバナンス領域の「コンプライ・オア・エクスプレイン」を参照している点である。これは、日本政府が生成AIを巡る知財問題を、直ちに一律禁止や一律許諾制へ持ち込むのではなく、「説明可能な運用」を積み上げてから必要に応じて制度化する、段階的制御モデルで考えていることを示す。逆に言えば、第11回は、法改正そのものよりも、将来の法改正を判断するための観測装置を整える会合だった。これはやや先回りした解釈だが、コード案の設計と関係団体の要望を総合すると、かなり妥当な推論である。 54

メディア・専門家・ソーシャルウェブの反響

会議そのものを正面から報じた記事は、2026年4月23日時点ではまだ多くない。むしろ直前直後のメディア反応は、第11回の耳目を集めた論点そのものである「AI検索」「報道コンテンツのただ乗り」「Googleの優越的地位」「RAGや知識データの扱い」に集中した。つまり、第11回の報道反響は「会議イベント」ではなく、「会議で取り上げられた権利者問題」が主戦場になった。 55

出所	公開日	主眼	評価軸
共同通信 ⁵⁶ 系配信	2026年4月20日	AI検索が報道機関の経営基盤を脅かし、制度整備が必要との新聞協会主張を紹介	権利保護強化に親和的な整理 ⁵⁷
時事通信 ⁵⁸ 系配信	2026年4月20日	「無断収集が構造的に生じやすい」との制度論を紹介	法制度整備の必要性を強調 ⁵⁹
Impress Watch ⁶⁰	2026年4月21日	AI検索・RAGが報道コンテンツを無断利用しうる点、対価還元の遅れを整理	技術メディアらしく論点整理型。肯否は抑制的 ⁶¹
朝日新聞 ⁶² 系（検索結果／専門まとめ経由）	2026年4月20日	GoogleのAI検索と優越的地位を争点化	権利者・競争政策の交点を報じるフレーミング ⁶³
HON.jp ⁶⁴	2026年4月21日	新聞協会主張への異論。「侵害だと思うなら訴えよ」と批評	権利保護論への懐疑的・批判的反応 ⁶³
ITmedia ⁶⁵	2024年7月17日・29日	生成AI検索を「道案内」ではなく「種明かし」と表現し、法的線引きを論争化	長期論点として第11回の背景文脈を形成 ⁶⁶

専門家・実務家評価も分かれた。支持側は、橋本阿友子弁護士の整理に典型的で、コード案を、モデル・データ・知財保護措置を説明可能にする「AIソフトロー」として評価し、来歴表示や窓口整備まで含めた実務設計を前向きに読む。これに近い立場は、クリエイター寄り団体や報道団体の意見書にも見られる。慎重・批判側は、LSICや吉澤尚弁護士の論考に典型的で、権利侵害と企業統治を同じ「コンプライ・オア・エクスプレイン」で扱うこと自体に強い疑義を呈し、カテゴリ錯誤、営業秘密流出、スタートアップ負担、説明による免責幻想を論点化する。実務解説の中間派は、AI共創総研や佐野国際特許事務所のように、「全面開示」ではなく「説明できる運用」という落としどころを重視している。⁶⁷

ソーシャルウェブの反響は、マス拡散型というより、専門コミュニティ内の論争として現れている。一般検索で取得できた公開X投稿は乏しく、プラットフォーム全量の分析は不可能だったため、以下ではnote、はてな、YouTube、専門ブログ、団体サイトの公開投稿を「可視化できたソーシャルウェブ反応」として扱う。観察できた範囲では、JDLAセミナー動画は1114回再生・15いいねで一定の実務関心を示した一方、新聞協会の1月26日意見書に対するはてな側の可視的反応は少なく、議論は「一般大衆の炎上」ではなく「政策・実務・知財クラスタ内での濃い議論」にとどまっている。⁶⁸

```
xychart-beta
  title "公開ソーシャルウェブ反応サンプルの論調"
  x-axis ["支持・強化志向", "批判・慎重", "中立・解説"]
  y-axis "件数" 0 --> 5
  bar [4,3,2]
```

この棒グラフは、可視化できた公開投稿サンプル9件を手作業で分類したものである。支持・強化志向には新聞協会、NAFCA、日本音楽家ユニオン、EQUESの投稿を、批判・慎重にはLSIC、OSG-JP、北国のタコの投稿を、中立・解説にはJDLAセミナーとAIGA関連の公開告知を置いた。全量分析ではなく、索引可能な公開投稿に限るサンプルである点に留意が必要だが、少なくとも「全面反対」一色ではなく、「権利保護強化を支持しつつ、設計論では割れる」という傾向は読み取れる。⁶⁹

```
xychart-beta
  title "公開反応サンプルの時系列"
  x-axis ["2025-12下旬", "2026-01上旬", "2026-01下旬", "2026-02上旬", "2026-04下旬"]
  y-axis "件数" 0 --> 4
  line [1,2,3,1,2]
```

この時系列は、第11回だけで反響が突然生まれたのではなく、コード案公表からパブコメ締切にかけて論争が立ち上がり、4月20日前後の新聞協会のAI検索声明によって再点火したことを示す。第11回は、その再点火した論点を政府検討会の正式アジェンダに乗せた格好である。⁷⁰

X/はてな/noteを横断した厳密なハッシュタグ頻度は取得できなかったが、公開投稿・記事タグで反復して現れた論点語は、「生成AI」「著作権」「AI検索」「プリンシプル・コード」「Google」「AI規制」「ただ乗り」「ゼロクリックサーチ」である。可視性の高かった発言者としては、HON.jpの鷹野凌が「著作権侵害だと思ふならさっさと訴えなさい」と新聞協会に厳しく突っ込み、EQUESは「共存の道」を強調し、JDLA/ABEJA系は企業実務向けの解説へ軸足を置いた。⁷¹

学術・業界の追隨動向と国際比較

学術面では、第11回そのものを対象にした論文は当然まだ出ていないが、2024年の中間とりまとめをめぐる議論はすでに制度化され始めている。CiNiiでは、白鳥綱重による「生成AIと知的財産権：AI時代の知的財産権検討会『中間とりまとめ』について」が確認でき、公正取引の観点から検討会の意味を整理している。また、JIPAの機関誌では、2024年に著作権論点、2025年に生成AIビジネスの知財保護論が掲載されており、企業知財実務の世界では、著作権だけでなく特許・商標・事業戦略まで含む総合論へ移行している。⁷²

業界の追隨も明確だ。NAFCA、民放連、日本音楽家ユニオン、OSG-JP、AIGAIはいずれもコード案期に意見提出や解説イベントを行っており、政府の一文書に対する受動的反応を超えて、各業界が自らの利害を前提に「望ましいコードの中身」を定義し始めている。特に、権利者側は保護強化と法制化予備論を、AIガバナンス/オープンソース側は過剰規制と事実上の規制化への警戒を打ち出しており、業界団体が自前の規範言語を持ち始めた点は重要である。⁷³

国際比較では、日本のコード案はEUの一般目的AIモデル規制と最も近い。EUでは、2025年8月以降、一般目的AIモデル提供者に、訓練データの要約公表、著作権配慮、技術文書整備などが法的に求められている。さらに、実務支援のためのCode of Practiceも用意された。しかし、そのEU版コードも、クリエイター団体からは「透明性が足りない」と批判され、企業側からは負担が重いとして延期要求が出た。つまり、日本の第11回で起きている「透明性を強めたい権利者」と「過剰負担を嫌う事業者」の対立は、日本固有ではなく、EUでも既に顕在化している。違いは、日本ではまだ法的義務化前のソフトロー段階にあることだ。⁷⁴

比較の対象として、米国型の動きも示唆的である。日本では政府検討会とコード形成が先行しているのに対し、米国・日本双方の報道分野では、AI検索や生成AIによる記事利用をめぐる訴訟が主要な争点になりつつある。検索連動AIをめぐる国内大手メディアがAI事業者を提訴したことを紹介する朝日記事は、欧米で訴訟が相次ぐことにも触れている。日本が第11回でソフトローによる事前秩序形成を試みることは、ここにある。すなわち、訴訟だけに委ねず、市場の期待値を先に定めようとしているのである。⁷⁵

政策的インプリケーションと今後の注目点

短期的には、次に注目すべきは、コード案がどこまで具体化されるかである。とくに、RAGの知識データを対象に含めるのか、URL確認をどこまで実質化するのか、paywall・robots.txt・海賊版回避の記述をどの程度明示するのか、そして政府調達や補助金などのインセンティブ付与が本当に政策文書に書き込まれるのか、焦点になる。第11回の資料だけでも、ここが主要な対立点であることは明確だ。⁷⁶

中期的には、このコードが「自主規範」から「事実上の市場標準」へ変わるかが鍵になる。新聞協会、CODA、OSG-JPの意見を合わせて読むと、支持派も批判派も、同じ点を気にしている。すなわち、この文書が任意といいながら、実務では遵守圧力を生みうることだ。もし公的評価、認証、調達、補助金、投資家説明、監査実務がこのコードに接続すれば、ソフトローでも企業行動は大きく変わる。その場合、日本の実務は、EUの法的義務ほどではないが、かなり強い準規制へ進む可能性がある。これは本報告の推論だが、かなり現実的である。 77

長期的には、二つの分岐がある。ひとつは、コードが一定の透明性と契約実務を生み、ハードロー改正を回避する経路である。もうひとつは、海外事業者や大手プラットフォームへの実効性が弱く、権利者の不満が蓄積し、著作権法・競争法・AI規制法制の改正へ向かう経路である。第11回の資料に現れた「法制化」要求、「オプトアウト」要求、「優越的地位」言説は、すでに後者の萌芽を示している。したがって、第11回は小さな会合に見えて、実は「日本はソフトローで持ちこたえるのか、それとも個別立法へ進むのか」の分岐点として読むべきである。 78

要するに、第11回の本質は、生成AIの知財論争における争点が、抽象的な「AIと著作権」から、かなり具体的な「何を、誰に、どこまで開示させるか」「海外勢にどう効かせるか」「従わない者にどうコストを課すか」へ移ったことである。これは、日本の生成AI政策がようやく理念段階を抜け、実装段階に入ったことを意味する。 79

参考資料一覧

主要一次資料は、以下の順に参照価値が高い。

1. 第11回の公式議事次第・配付資料一覧。会議の日時、議題、資料構成を確認する起点。 80
2. 第11回・第12回の公式開催通知。開催形式と日程、一般公開の有無を確認する補助資料。 81
3. 公式委員一覧。委員構成とオブザーバー体制の確認に必須。 14
4. コード案の意見募集ページとe-Gov案件ページ。期間、案件番号、日英資料・具体例の所在確認に有用。 82
5. 2024年の中間とりまとめ関連ページ。第11回がどの位置にあるかを理解する基礎資料。 83

一次資料以外では、以下が分析上有用だった。

1. 日本新聞協会のコード案意見書。RAG・知識データ・paywall・robots.txt・インセンティブ・法制化論を確認できる。 84
2. CODA提出資料。海外事業者対応と「正直者が馬鹿を見る」問題の整理に有用。 43
3. 橋本阿友子、吉澤尚、AI共創総研、佐野国際特許事務所などの専門家論考。支持・批判・中間的整理の比較に使える。 85
4. NAFCA、民放連、日本音楽家ユニオン、OSG-JP、AIGA等の業界・団体文書。業界横断の追従動向の把握に有用。 73
5. 現時点のメディア・ソーシャルウェブ反響の把握には、共同通信・時事通信・Impress Watch・HON.jp・note群・JDLA YouTubeセミナーが有効だった。 86

1 58 68 70 <https://www.youtube.com/watch?v=wVja1o0FhD4>

<https://www.youtube.com/watch?v=wVja1o0FhD4>

2 15 18 30 43 49 77 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryos3-2.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryos3-2.pdf

3 17 29 32 41 50 52 78 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo1.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo1.pdf

4 51 83 <https://current.ndl.go.jp/car/220771>

<https://current.ndl.go.jp/car/220771>

5 11 64 80 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html

6 8 46 47 54 79 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryo2.pdf

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryo2.pdf

7 23 37 84 https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html

https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html

9 74 <https://interoperable-europe.ec.europa.eu/collection/ict-security/news/eu-rules-general-purpose-ai-models>

<https://interoperable-europe.ec.europa.eu/collection/ict-security/news/eu-rules-general-purpose-ai-models>

10 12 21 60 65 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/index.html

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/index.html

13 81 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai11_12/index.html

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai11_12/index.html

14 36 40 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/shiryo1.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/shiryo1.pdf

16 53 <https://controudit.ai/3989/>

<https://controudit.ai/3989/>

19 22 26 42 48 56 76 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo2.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo2.pdf

20 27 39 45 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo5.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo5.pdf

24 75 https://www.asahi.com/articles/AST871W57T87UTIL00LM.html?iref=sp_extlink

https://www.asahi.com/articles/AST871W57T87UTIL00LM.html?iref=sp_extlink

25 34 55 59 86 <https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026042000600/>

<https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026042000600/>

28 66 <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2407/17/news194.html>

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2407/17/news194.html>

31 44 62 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo4.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo4.pdf

33 61 <https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/2103244.html>

<https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/2103244.html>

35 63 <https://hon.jp/news/1.0/0/58823>

<https://hon.jp/news/1.0/0/58823>

38 72 <https://cir.nii.ac.jp/crid/1520863495381270400>

<https://cir.nii.ac.jp/crid/1520863495381270400>

57 <https://www.nippon.com/ja/news/kd1418860743712473162/>
<https://www.nippon.com/ja/news/kd1418860743712473162/>

67 85 <https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
<https://www.kottolaw.com/column/260126.html>

69 73 <https://nafca.jp/public-comment19/>
<https://nafca.jp/public-comment19/>

71 <https://ai-mikata.com/news/google-ai-search-newspaper-association-regulation/>
<https://ai-mikata.com/news/google-ai-search-newspaper-association-regulation/>

82 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ikenboshu_20251226.html
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ikenboshu_20251226.html